

# 広報広聴常任委員長中間報告

平成27年9月29日

広報広聴常任委員会では、議会情報の発信や新たな情報収集等に恒常的に取り組むとともに、広報広聴機能をより強化するために、所管事項である新たな広報広聴活動について、継続的に調査研究を行ってきました。

これまで、情報発信の強化策として議会ホームページの項目の拡充やインターネットでの本会議生中継、無料アプリ「i広報紙」での議会だよりの配信、更には、「市議会だより早刷り版」と称してケーブルテレビでの議会報告などを実現してまいりました。

また、これらの成果に加え、情報発信や情報収集能力の向上のため、議会活動及び議員活動へのソーシャルメディアやタブレット端末の活用について調査研究をしてまいりました。その審査の経過及び本事案に係る報告をいたします。

本委員会では、先進的にタブレット端末を導入している議会の状況調査が必要であるとして、平成25年度には三重県鳥羽市議会、平成26年度には兵庫県篠山市議会、平成27年度には福岡県嘉麻市議会及び島根県美郷町議会を視察いたしました。

また、タブレット端末をはじめとするIT機器の導入には、等しく全議員が理解し、有効活用できることが重要であり、その基盤づくりとして、平成26年7月14日には全議員を対象とした研修会を開催しました。更には、より理解を深めるため、平成27年7月から8月にかけて会派毎に研修会を開催いたしました。

これらの取組を経て、去る9月8日の委員会においてタブレット端末の導入及び活用については、議会運営及び議員活動等における導入効果と導入に係る経費等を総合的に判断したところ、積極的に推進するべきであるとの結論に達しました。

先ず、タブレット導入の目的について申し上げます。第1に情報共有の迅速化を図り、効率的な議会運営を行うこと。第2に議員活動の充実並びに市民への積極的な情報提供が可能となること。第3にペーパーレス化による環境負荷の軽減

及び経費の削減並びに印刷・製本・確認作業等の労務軽減です。

目的を達成するためのタブレット端末の活用範囲として、本会議、議会運営委員会、常任委員会等の各種資料の電子化を行うこと。議員への通知、情報提供、緊急時の通信手段とすること。スケジュールの共有化を行うこと。議案、会議録、例規集等の膨大な資料の検索を行うこと。インターネットや各種アプリケーションの活用を行うこと等を想定しています。これらは、議会運営全般を想定しているため、目的を最大限に達成するためには執行部用の端末導入についても検討する必要があります。

次に、導入時期については、本市議会が平成28年4月に2名減で改選されることや、現在、議員に貸与されているパソコンのリース契約が平成28年10月で満了することを鑑みて、平成28年度中が望ましいと判断いたしました。そのためには、早急に議員全員の合意を得て、予算化の協議を行っていく必要があります。

予算については、先進市議会の例によると、選定する機種やWi-Fiモデル・セルラーモデルの通信方式の選択、また、文書共有のためのアプリケーションの金額の違いによって年間約200万円～400万円と差があり、市議会として導入すべき最適なシステム構成について判断する必要があります。

今後、議会運営面では会議規則、委員会条例等の改正の検討や、タブレット端末使用基準やルールの方針策定も必要であるため、議会内部の推進体制を構築するとともに、文書の電子化、ペーパーレス会議、システムのセキュリティ対策等については執行部の協力が必要であり、執行部・議会による導入検討会議の立ち上げを要請いたします。

最後に、今後も議会活動の公正性及び透明性の確保、市民の多様な意見の市政への反映に寄与すべく、広報広聴機能の強化について継続的に取り組んで行くことを述べ、中間報告といたします。